

くらしのちえ

発行 東京都台東区東上野4-5-6 台東区役所区民部くらしの相談課 TEL03(5246)1144

若者に多い消費者トラブル ～きっかけはSNSから～

「消費者トラブルなんて自分には関係ない」と思いがちですが、年齢に関係なく、商品やサービスの契約をめぐり、事業者とトラブルになることがあります。そのなかでも、若者に目立つのは、SNSをきっかけとした消費者トラブルです。SNSを悪用して近づき、高額な商品などの契約を迫る手口などが増えています。

こんなトラブルが発生しています！

毎月10万円もうかる！
40万円の有料プランに入ればさらにもうかる



トラブル1

SNSで「毎月10万円もうかる」という投稿を見つけ、興味があったのでそのサイトに登録したところ、メッセージが届いた。相手とやりとりをしていると、副業でもうける方法を紹介すると言われ、「毎月10万円もうけるシステム」として*情報商材を勧められ、1万円で購入した。しかし、それだけではどうすればもうかるのか、わからなかった。

すると、「有料プランに加入すれば、たくさんのサポートが受けられ、年間で150万円はもうかる」と勧められ、40万円の有料プランに加入した。

しかし、高額な料金を支払っても具体的なサポートはなく、全くもうからない。

※情報商材 副業や投資などで高額収入を得るためのノウハウと称して、インターネット上で販売されている情報のこと

！ここに注意！

SNS上のもうけ話の投稿や広告をきっかけとしたトラブルが多くおきています。もうけ話には、転売ビジネスなどの副業や、暗号資産（仮想通貨）などへの投資、マルチ商法などがあります。簡単にかせげるなどと勧誘されますが、実際にはそのほとんどがもうかるものではありません。

◆「誰でももうかる」「簡単にかせげる」などのウマイ話はありません。
安易に信用せず、ウマイ話ほど警戒しましょう。



トラブル2

今ならお試し価格
□□□□で大人気



SNSを閲覧中に「□□□□で人気のダイエットサプリが今ならお試し価格で買える」という広告が表示された。興味があったのでお試しで安く買えるならばいいかと思い、注文した。

しかし、商品が届いてみると半年間の定期購入で初回のみ割引価格だが、その後の価格は高額になっていた。解約したいが電話が通じない。

！ここに注意！

SNS上の広告では、定期購入を条件としているなどの契約内容が分かりにくかったり、記載されていない場合もあります。そのため、SNS上の広告だけでなく、広告からリンクされた先の公式の通販サイトなどで契約内容を十分に確認する必要があります。

- ◆注文前に、契約条件や返品・解約条件をしっかりと確認し、その内容に納得することができたら注文するようにしましょう。
- ◆大幅な値引きや低価格、商品の効果を過剰にうたう広告をうのみにしないようにしましょう。



トラブル3

SNSで知り合った人とやりとりをするようになった。その後、その人から「スマホが壊れたので今後はこのサイトで連絡を取りたい」と別サイトへと誘導された。サイトの利用は途中から有料となったが、「かかったお金は会った時に返す」と言われたため、必要なポイントを購入し、やりとりを続けた。その後も文字化けを解除するためなどの理由で次々とポイント購入を繰り返してしまい、代金が高額になってしまった。

そのうえ、まだその人に会うことができない。

こちらのサイトで
やりとりしましょう



！ここに注意！

SNSから出会い系サイトへ誘導し、相手とのやり取りを続けるためのサイト登録料など、多額な利用料金を支払わせる手口です。相手と連絡がとれなくなるケースも多くみられます。

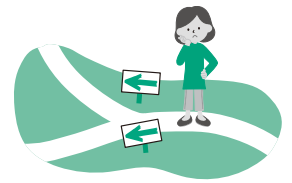
- ◆「別のサイトでやりとりしたい」などと誘導されたり、そのサイトを利用するためにお金が必要な場合などは要注意です。
- ◆SNSで知り合った人は、SNS上のアカウントしかわからず、トラブルになっても相手を特定することができない場合がほとんどです。慎重に対応しましょう。



他にもこんなトラブルが ~きっかけは『マッチングアプリ』から~

マッチングアプリで知り合った人と会うことになった。会ったその日に宝石の展示会に案内され、高額なアクセサリーの購入を勧められた。断りきれず、必要のないアクセサリーを購入してしまった。

このほかにもマッチングアプリをきっかけに、出会い系サイトやもうけ話に誘導・勧誘され、トラブルになるケースも発生しています。



契約前のチェックポイント～消費者トラブルにあわないために～

「簡単にかせげる」「今だけ特別〇〇円」などの言葉に飛びついていませんか？

ウマイ話には裏があります。安易に信用してはいけません。

SNSやネットの情報に流されていませんか？

SNSやネットの情報が正しいとは限りません。信頼できる情報がよく見極めましょう。

借金をしてまで契約させられていませんか？

借金を勧めてくる人からの誘いには応じないようにしましょう。

軽い気持ちで契約していませんか？

自分の都合でいつでもやめられる契約はありません。もう一度よく考えましょう。

購入する物や条件についてよく確認しましたか？

値段や品質、返品や交換ができるかどうか、複数回分の購入が条件になっていないかなど契約前に確認しましょう。

成年になったばかりの
若者は要注意！

2022年4月1日から
20歳から18歳へ成年年齢が引き下げられます

成年になると消費者契約はどう変わる？

未成年者が契約するには原則として親権者等の同意を得なければなりません。同意を得ないで契約した場合は契約を取り消すことができます。(未成年者取消権)

成年になると、親権者等の同意がなくても、自分の意志で有効な契約ができるようになりますが、未成年者取消権はなくなります。

成年になったばかりの若者は、社会経験や契約知識などが十分でないうえに、未成年者取消権の保護がなくなることから、悪質商法のターゲットになりやすい傾向が見られます。

<参考>改正後、成年になるのはいつ？

～2002年4月1日生まれ	20歳の誕生日に成年
2002年4月2日～ 2004年4月1日生まれ	2022年4月1日に成年
2004年4月2日生まれ～	18歳の誕生日に成年

※施行日である2022年4月1日の時点で18歳以上20歳未満の方（誕生日が2002年4月2日から2004年4月1日までの方）は、成年に達することになります。

くらしの豆知識

～衣替えの季節に向けて～

クリーニング店の利用ポイント



衣類をクリーニング店に出すとき

- ◆衣類についている洗濯表示を見て、クリーニングに適した衣類か確認
 - ・右のマークは「家庭での洗濯禁止」を表すものです。
このマークが付いているものは家庭での洗濯はおすすめできません。



- ◆付属品（ベルト・フード・付け襟など）の有無を確認
- ◆シミや汚れがある場合は、何の汚れか、どの場所についているかなど、お店の人に伝える
- ◆形見品、高級品など特に大切な品物は必ずお店の人に伝える



衣類をクリーニング店から引き取るとき

- ◆早めに引き取りに行く
- ◆預けた品物が付属品（ベルト・フード・付け襟など）を含め、すべてあるか、お店の人と一緒に確認
- ◆できるだけその場でシミや汚れの落ち具合などをお店の人と一緒に確認



衣類を家に持ち帰ったら

- ◆仕上がり具合を確認し、トラブルに気づいたら、直ぐにクリーニング店に申し出る
 - ・クリーニング事故賠償基準では、賠償期限は、クリーニング店で衣類を受け取った日から6ヶ月と定められています。
- ◆ビニールカバーを外し、しばらく陰干しする
 - ・ビニールカバーはあくまでも、工場から店、店から自宅へ移動する時にホコリから守るためのものです。ビニールカバーをかけたままにしていると、カビの発生や残留溶剤による皮膚障害、変退色などがおこることがあります。

～あなたの大切な服を上手に手入れして、衣替えをしましょう～

台東区消費生活センター

相談専用電話 **(03)5246-1133**

受付時間 月～金 午前9時～午後4時まで

受付場所 台東区役所9階 ⑦番窓口

- 電話または来所による相談です。
- 台東区在住、在勤、在学の方が対象です。
- 相談は無料です。
- 秘密厳守ですので、安心してご相談ください。



トラブルにあった時は、
早めに消費生活センターへ
ご相談下さい。



1月から3月は
「若者の悪質商法被害防止
キャンペーン」期間です。